

授業科目名	【G】 研究会 I・II 【EF】 研究会 I・II	区分 必修	開講年次	【G】3 【EF】3	単位数	【G】2 【EF】2
科目区分	専門科目					
授業形態	対面授業					
担当形態	単 独	【G】 【EF】				
施行規則に定める科目区分又は事項等						
サブタイトル	共犯論および法人処罰論の総合的研究 —受罰主体拡張法理の研究—			担当者	小野上 真也	
授業概要	【概要】	2021年度の研究会では、共犯論・法人処罰論を総合的に研究することによって、関連自然人・法人への処罰がいかなる根拠の下に認められるかを探っていく。このような探究は、下記「授業内容」で詳細に説明するように、AI搭載技術に関連して違法行為が生じた場合に、関連する行為者をいかなる根拠の下に処罰可能か、または反対に処罰すべきではないのか、という点で、「AIと刑法理論」に関連する研究の一環でもあると(担当者は)考えている。				
	【到達目標】	①共犯論・法人処罰論においてこれまでに議論されてきたことを、総合的かつ丁寧に分析し、現段階での理論的到達点を的確に把握する。②そのうえで、そこから得られる知見を、いかにして「AIと刑法理論」において展開可能であるかを把握する。				
履修条件	担当者による選抜に合格し、履修登録を許可された者であること。刑法概論を単位取得済であること。刑法総論 I・II、刑法各論 I・IIについては、単位取得済または並行履修していることが望ましい。					
ディプロマ・ポリシーとの関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	— (当てはまらない)				
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	◎ (よく当てはまる)				
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	— (当てはまらない)				
他科目との関連性	刑法概論、刑法総論 I・II、刑法各論 I・II、特殊講義(特別刑法 II)					
教科書	特に指定しません。					
参考書	曾根威彦『刑法原論』(成文堂、2016年)、岸田雅雄[監修]=神作裕之・弥永真生・大崎貞和[編集]『注釈 金融商品取引法 第4巻改訂版』(金融財政事情研究会、2020年)(とくに、同書中の、小野上真也=弥永真生「第8章 罰則」787頁～1034頁のなかで展開されている共犯論・法人処罰論の記述を参考にしてほしい。)、高橋則夫『共犯体系と共犯理論』(成文堂、1988年)、高橋則夫=杉本一敏=仲道祐樹『理論刑法学入門』(日本評論社、2014年)、樋口亮介『法人処罰と刑法理論』(東京大学出版会、2009年)					
評価方法	報告内容(70%)、授業(議論)への参加度・受講態度(30%)を総合して評価する。					
フィードバック方法	授業内で解説を行う。					
評価基準	授業内容をよく吟味・理解し、適切に表現できた者にはその程度に応じて「S」または「A」を与える。授業内容の吟味・理解に不適切な点がある者はその程度に応じて「B」または「C」とし、単元の内容についての理解自体が不十分な者はその程度に応じて「D」または「E」とする。なお、全回欠席などのように、評価不能の場合には「F」とします。					
その他	特別の事情がない限り、全回出席・受講を原則とする。やむを得ない事情で欠席・未受講となる場合、初回授業で伝える方法で、事前に担当者まで連絡すること。無断欠席・未受講が3回以上となった場合、単位認定を行わない。					

授業 科目名	【G】	研究会 I・II	区 分	開講年次	【G】3	単位数	【G】2
	【EF】	研究会 I・II	必修		【EF】3		【EF】2
授業内容	<p>共犯論は複数関与者にいかなる範囲で犯罪処罰が認められるかを争点とし、他方、法人処罰論は関連自然人・法人にいかなる範囲で犯罪処罰が認められるかを争点としている。このように、両理論には、いかなる行為主体の範囲で処罰が拡張的に認められるかを問題とするという観点に共通性を認め得る。そこで、このような観点から獲得可能な法的思考を「受罰主体拡張法理」と呼ぶこととし、2021年度の研究会では、この法理について考えて行く。</p> <p>現在、AI搭載技術に関連した刑事規制の問題について議論が深められてきている。そこでは、関連する行為者をいかなる法理の下で刑事規制の対象とするか、あるいは、対象としないかという視点が重要である。そして、今回題材とする「受罰主体拡張法理」は、このような視点にも一定の理論的影響を与えるものと考えられる。担当者は、そのような構想から、現在、これに関する研究を進めている。2021年度の研究会では、その一端をお示ししながら、皆さんと共に考えて行きたい。なお、2020年度の研究会では「AIと刑法理論」の研究を進めたが、2021年度の研究会は、その延長線上に位置づけられるものでもある。(もちろん、2021年度研究会のテーマ自体には、それ単独として意義がある。)</p> <p>2021年度の研究会では、さしあたり、以下のテーマを検討することを考えている。これまでの判例・学説動向を的確に把握し、最新の判例・学説動向を理解したうえで、理論的可能性を探っていく。</p> <p>【前期】共犯論の研究：</p> <ul style="list-style-type: none"> 共犯の基礎理論 : 正犯・共犯の区別論 共犯の処罰根拠論 統一的正犯体系と限縮的正犯体系 共同正犯の諸論点 : 共同正犯性の基礎づけ①—実行行為の分担の意義・再考— 共同正犯性の基礎づけ②—「共謀」の果たす理論的役割— 狭義の共犯の諸論点 : 教唆犯と従犯の区別論(教唆犯の法定刑の再検討を含む) 従犯の一般的成立要件(「中立的行為による幫助」論の検討を含む) その他の諸論点 : 不作為による幫助 承継的共犯論の現代的展開 共犯関係の解消の現代的展開 <p>【後期】共犯論の研究(前期からの継続)／法人処罰論の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 共犯理論 : 共犯理論における到達点の1つとしての「因果的共犯論」のもつ意義 法人処罰論 : 過失推定説の意義(系譜と理論的意義) 法人処罰規定(とくに両罰規定と三罰規定)の意義 同一視理論の検討 組織モデルという構想と刑法理論に果たす役割 有効なコンプライアンス・プログラムの策定・実施と刑法理論 						
予習内容	<p>参考書を読むなどして、疑問点を明確にしておくこと。 なお、各回の予習時間は90分を目安としてください。</p>						
復習内容	<p>当初持っていた疑問点の解決、知識としての定着、それを踏まえて、理論的にどのように発展していく可能性があるかを創造的に考えること、を目指すこと。 なお、各回の復習時間は90分を目安としてください。</p>						